

諮問番号：令和5年度(2023年度)諮問第3号

答申番号：令和5年度(2023年度)答申第3号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「熊本県知事（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った精神障害者保健福祉手帳の交付処分（以下「本件処分」という。）に係る令和5年（2023年）1月19日付け審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきである」とする審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人

審査請求人は、病状の悪化により強制入院手続きを行ったのであり、精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の障害等級が2級から3級に下げられたことは理解に苦しむ。精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）の運用手続に明らかに違反しているため、本件処分の取消しを求める。

手帳の障害等級が2級から3級に降級されると障害年金が受給できなくなり、憲法に保障されている最低限度の生活が保障されなくなる。この事実は、憲法に保障されている生存権を侵す明らかな憲法違反に当たる。

また、障害等級2級判定時と3級判定時のどの部分が違うから3級となったのかが分からないため、審理員には、障害等級を判定した担当医師3名に対し、直接、具体的な理由を調査することを依頼する。

#### 2 審査庁

本件処分に違法又は不当な点はないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 結論

本件処分に違法又は不当な点はないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

#### 2 理由

##### (1) 審査手続について

処分庁においては、複数の精神保健指定医による判定会を行い、本件処分に係る手帳の更新申請書及び当該申請書に添付された診断書（以下「本件診断書」という。）の記載内容について、国から示された「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」（平成7年（1995年）9月12日付け健医発第1133号厚生省保健医療局長通知。以下「判定基準」という。）等に基づき、審査が行われている。

##### (2) 法令等の適用について

ア 精神疾患の存在の確認について、審査請求人の主たる精神障害は、双極性感情障害、従たる精神障害は、注意欠陥多動性障害と診断されており、気分（感情）障害及び発達障害の精神疾患があると認められる。

イ 精神疾患（機能障害）の状態の確認について、審査請求人は、気分障害の主症状として、多弁、感情高揚・易刺激性があるとされ、その具体的程度等においては、気分の波があり、易怒、易刺激性、好訴的、攻撃的な面が強まった結果、過去に入院歴があったことは確認されるものの、本件診断書には、現在の具体的な主症状の程度に関する記載はない。

次に、審査請求人は、発達障害の主症状として、集中力低下、注意障害があるとされ、その具体的程度等においては、集中力低下によりミスがしばしばあるほか、不要なものを過剰に購入したり、物を無くしたり、感覚の過敏さ、被害妄想が時々出現すること等があるとされているものの、本件診断書には、これらに関する個別具体的な主症状の程度に関する記載はない。

加えて、過去2年間の入院歴の有無はなしとされていることや投薬治療も行われていない状態で単身にて日常生活を維持できているほか、年齢が上がるにつれ行動の激しさも軽減してきていること等が確認され

ている。

以上のことから、気分（感情）障害の症状は、著しいものとみなされる程度ではなく、発達障害の症状は、高度なものとみなされる程度ではないものと判定している。

処分庁は、これらの判定に基づき、障害等級３級に該当すると判定しており、何ら違法又は不当な点は存在しない。

ウ 能力障害（活動制限）の状態の確認については、本件診断書の記載によると日常生活能力の判定に掲げる８項目全てについて、自発的に又はおおむねできるが援助が必要とされており、障害等級３級に該当するとしている。

また、日常生活能力の程度については、「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする」に該当するとされており、「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について」（平成７年（１９９５年）９月１２日付け健医精発第４６号厚生省保健医療局精神保健課長通知。以下「課長通知」という。）によれば、障害等級２級に該当するとしている。

一方、審査請求人の状況について、本件診断書の記載を確認すると、審査請求人が在宅にて何らの障害福祉サービス等を利用することなく、かつ投薬治療を受けることもないまま、単身での生活が営めていることから、障害等級３級に該当すると判定している。

処分庁は、これらの判定に基づき、障害等級３級に該当すると判定しており、何ら違法又は不当な点は存在しない。

エ 精神障害の程度の総合判定については、以上の点を踏まえ、処分庁において、審査請求人の生活能力と病態による影響を総合的に判定した結果、審査請求人の精神障害の状態は、障害等級３級に該当すると判定されており、何ら違法又は不当な点は存在しない。

オ なお、審査請求人は、反論書において、障害等級２級判定時と３級判定時の診断書の異なる点とその判断根拠について説明を求めている。

まず、異なる点として、前回判定時と比べ、症状の具体的程度等にお

いて、「年齢が上がるにつれ、行動の激しさは軽減してきている」と改善傾向が示されていることや、生活環境についても家族との同居から単身での生活に移行している点などが挙げられる。

次に、前々回判定時から前回判定時に至る過程で、障害等級の判定基準となる精神障害の状況の改善が確認されており、前回判定時において障害等級3級相当との検討が行われたものの、等級判定を慎重に行うため、課長通知の記載に基づき、判定後2年間の症状の悪化等がないか等、経過を見て判断することとされ、前回判定時には障害等級2級に据え置かれたという経緯があるとしている。

しかしながら、今回の判定では、前回判定後の経過でも症状の悪化が見受けられなかったことに加え、症状の具体的程度や生活環境の観点ではむしろ改善傾向が確認されたことから、処分庁において、障害等級3級と判定されている。

カ 以上のとおり、本件処分は、適正な審査手続により行われており、判定基準等の適用においても、何ら違法又は不当な点はなく合理的に行われている。したがって、障害等級3級に該当するという処分庁の判定は妥当であると認められる。

#### 第4 調査審議の経過

令和5年（2023年）10月11日 審査庁から諮問  
11月 9日 第1回審議  
11月30日 第2回審議

#### 第5 審査会の判断

##### 1 本件審査請求に係る審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、おおむね適正に行われたものと認められる。なお、当該審理手続において、審理員は処分庁に質問を行い、回答書の提出を受けているものの、当該回答書を審査請求人に送付していない。審査請求人から新たな主張や反論がされる可能性があることを踏まえると、審理員としては、審査請求人に対し、当該回答書を送付し、反論の機会を与

えることが適当であったものと考えられる。

## 2 本件処分の適法性及び妥当性

### (1) 法令等の規定について

ア 法第45条第1項では、「精神障害者（略）は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地（略）の都道府県知事に精神障害者保健福祉手帳の交付を申請することができる。」とされ、同条第2項では、「都道府県知事は、前項の申請に基づいて審査し、申請者が政令で定める精神障害の状態にあると認めるときは、申請者に精神障害者保健福祉手帳を交付しなければならない。」とされている。また、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者について、同条第4項では「厚生労働省令で定めるところにより、2年ごとに、第2項の政令で定める精神障害の状態にあることについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。」とされている。

法第45条第2項の「政令で定める精神障害の状態」について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号。以下「政令」という。）第6条では、「障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級、2級及び3級とし、各級の障害の状態は、それぞれ次の表の下欄に定めるとおりとする。」とされ、障害等級1級の精神障害の状態として「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」、障害等級2級の精神障害の状態として「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」、障害等級3級の精神障害の状態として「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」と定められている。

イ 障害等級の判定の具体的な基準について、「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」（平成7年（1995年）9月12日付け健医発第1132号厚生省保健医療局長通知）第2の2（2）では、「障害等級の判定に当たっては、精神疾患（機能障害）の状態とそれに伴う生活能力障害の状態の両面から総合的に判定を行うものとし、その基準については、別に通知するところによる。」とされ、これを受けて、判定

基準が定められている。

判定基準では、「障害等級の判定は、(1)精神疾患の存在の確認、(2)精神疾患(機能障害)の状態の確認、(3)能力障害(活動制限)の状態の確認、(4)精神障害の程度の総合判定という順を追って行われる。」とされ、「判定に際しては、診断書に記載された精神疾患(機能障害)の状態及び能力障害(活動制限)の状態について十分な審査を行い、対応すること。」とされている。

判定基準の運用について、課長通知が定められ、課長通知1では、「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定は、精神疾患の種類によって、また、精神疾患(機能障害)の状態によって、精神疾患(機能障害)の状態と能力障害(活動制限)の状態の関係は必ずしも同じではないため、一律に論じることができないが、精神疾患の存在と精神疾患(機能障害)の状態の確認、能力障害(活動制限)の状態の確認の上で、精神障害の程度を総合的に判定して行う。」とされている。

ウ 精神疾患(機能障害)の状態について、判定基準では、「2 気分(感情)障害」によるものにあつては、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」は2級と、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」は3級とされている。また、「7 発達障害」によるものにあつては、「その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの」は2級と、「その主症状とその他の精神神経症状があるもの」は3級とされている。

能力障害(活動制限)の状態について、判定基準では、「1 調和のとれた適切な食事摂取は援助なしにはできない。」、「2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持は援助なしにはできない。」、「3 金銭管理や計画的で適切な買物は援助なしにはできない。」、「4 通院・服薬を必要とし、規則的に行うことは援助なしにはできない。」、「5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない。」、「6 身の安全保持や危機的状況での適切な対応

は援助なしにはできない。」、「7 社会的な手続や一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。」及び「8 社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会的活動への参加は援助なしにはできない。」の各項目のうちいくつか該当するものは2級と、「1 調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。」、「2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。」、「3 金銭管理や計画的で適切な買物はおおむねできるがなお援助を必要とする。」、「4 規則的な通院・服薬はおおむねできるがなお援助を必要とする。」、「5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりはなお十分とはいえ不安定である。」、「6 身の安全保持や危機的状況での対応はおおむね適切であるが、なお援助を必要とする。」、「7 社会的な手続や一般の公共施設の利用はおおむねできるが、なお援助を必要とする。」、「8 社会情勢や趣味・娯楽に関心はあり、文化的社会的活動にも参加するが、なお十分とはいえ援助を必要とする。」の各項目のうちいくつか該当するものは3級とされている。

課長通知3(6)では、能力障害(活動制限)の状態の判定について、診断書の「3 日常生活能力の程度」欄が、「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする」である場合はおおむね2級程度と、「精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける」である場合はおおむね3級程度と、「精神障害を認めるが、日常生活及び社会生活は普通にできる」である場合は障害等級非該当とされている。

エ なお、申請者が政令第6条に規定する精神障害の状態にあるかどうかの判定は、都道府県に設置されている法第6条第1項に規定する精神保健福祉センターに行わせるものとされており、当該判定を行う者については、原則として、精神保健指定医を含めるものとされ、熊本県においては、熊本県精神保健福祉センターが当該判定を行っている。

## (2) 本件処分における障害等級の判定について

### ア 精神疾患の存在の確認

審査請求人の精神疾患の存在について、本件診断書の「①病名」では、主たる精神障害として「双極性感情障害」、従たる精神障害として「注意欠陥多動性障害」と記載されている。判定基準別添1によれば、「双極性感情障害」は「気分（感情）障害」に、「注意欠陥多動性障害」は「発達障害」に該当するものであり、精神疾患の存在が確認できる。

#### イ 精神疾患（機能障害）の状態の確認

本件診断書によれば、「④現在の症状、状態像等」において、「(2) 躁状態」は「2 多弁」及び「3 感情高揚・易刺激性」に、「(6) 情動及び行動の障害」は「6 その他（集中力低下）」に、「(10) 知能・記憶・学習・注意の障害」は「6 注意障害」に該当しており、「⑤ ④の病状・状態像等の具体的程度、症状、検査所見等」において、「気分の波があり、易怒、易刺激性、好訴的、攻撃的な面が強まり入院歴がある。年齢が上がるにつれ行動の激しさは軽減してきてはいる。集中力低下によるミスがしばしばある。不要なものを過剰に購入する、物をなくす等。感覚の過敏さ、被害妄想が時々出現する。」と記載されている。

また、過去2年間の入院歴は無く、「⑩現在の治療内容」において、「(1) 投薬内容」は「投薬なし」と記載され、「(2) 精神療法等」は「通院精神療法」に、「(3) 訪問看護指示の有無」は「無」に該当していることが認められる。

審査請求人には、上記のとおり、症状の悪化による「入院歴がある」との記載があるが、本件診断書の作成時点における過去2年間の入院歴がないこと、「気分（感情）障害」の症状が著しい又は「発達障害」の症状が高度であると認めるに足りる具体的な記載がないこと、年齢が上がるにつれ行動の激しさが軽減していること等からすると、審査請求人の精神疾患（機能障害）の状態について、その症状が著しい又は高度であるとみなされる程度ではないとして、障害等級3級とした処分庁の判断が不合理であるとは認められない。

#### ウ 能力障害（活動制限）の状態の確認

本件診断書によれば、「⑥生活能力の状態」において、「1 現在の生活環境」として「単身」により「在宅」にて生活していること、「2 日



常生活能力の判定」の（１）から（８）までの８項目全てが「自発的にできるが援助が必要」又は「おおむねできるが援助が必要」に該当していること及び「３ 日常生活能力の程度」は、「（３）精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。」に該当していることが認められる。

また、「⑦ ⑥の具体的程度、症状等」において、「日常生活の最低限の活動はどうかできるが、継続的な就労は困難である。」と記載され、「⑧ 現在の障害福祉等のサービスの利用状況」においては、該当する項目がなく障害福祉等のサービスを利用していないことが認められる。

審査請求人は、「３ 日常生活能力の程度」において、課長通知３（６）により障害等級がおおむね２級程度とされる「（３）精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。」に該当するとされている一方で、「２ 日常生活能力の判定」の（１）から（８）までの８項目の全てが、判定基準において障害等級が３級相当とされる「自発的にできるが援助が必要」又は「おおむねできるが援助が必要」に該当しているものである。また、障害福祉等のサービスを利用することなく、単身で在宅生活が継続できていることからすると、審査請求人の能力障害（活動制限）の状態について、判定基準別添２の「障害等級の基本的なとらえ方」において障害等級２級相当として示される「日常生活は困難な程度のもの」にまで至っているとは考えられないとして、障害等級３級とした処分庁の判断が不合理であるとは認められない。

#### エ 精神障害の程度の総合判定

以上のことから、複数の精神科医による判定会の判定結果に基づき、精神疾患（機能障害）の状態及び能力障害（活動制限）の状態を総合的に判断し、審査請求人の精神障害の状態は、障害等級３級に該当するとした処分庁の判断に不合理な点は認められず、本件処分が違法又は不当であったとは認められない。

#### （３）審査請求人の主張について

##### ア 障害等級２級判定時と３級判定時の相違点について

審査請求人は、障害等級 2 級判定時と 3 級判定時のどの部分が違うから 3 級となったのかが分からない旨主張している。

この点、本件診断書と前回の手帳更新時の診断書を比較すると、本件診断書では、「⑤ ④の病状・状態像等の具体的程度、症状、検査所見等」において、「年齢が上がるにつれ行動の激しさは軽減してきてはいる。」と追記されていること、「⑥生活能力の状態」において、「1 現在の生活環境」として「単身」により「在宅」にて生活していること等の違いが認められる。

また、課長通知では、精神疾患（機能障害）の状態及び能力障害（活動制限）の状態の判定について、「現時点の状態のみでなく、おおむね過去の 2 年間の状態、あるいは、おおむね今後 2 年間に予想される状態も考慮する。」とされており、処分庁は、審査請求人の精神障害の状態が、前回の手帳更新時の診断から悪化していない状態で推移していること、本件診断書において「年齢が上がるにつれ行動の激しさは軽減」等の記載が追加され、症状の軽減がみられることから、おおむね今後 2 年間、現在の生活環境を継続していくことができる状態であることを考慮した上で、障害等級 3 級と判定したものであり、処分庁の判断が不合理であるとは認められない。

なお、審査請求人については、前回の手帳更新時において、前々回の手帳更新時と比べ、症状の改善がみられたことから、総合判定として障害等級 3 級相当との検討も行われたが、その後 2 年間に予想される状態も考慮した上で、障害等級 2 級に据え置かれたものである。

#### イ 障害年金の受給について

審査請求人は、手帳の障害等級が 2 級から 3 級に降級されると障害年金が受給できなくなり、憲法に保障されている最低限度の生活が保障されなくなること、当該事実は、憲法に保障されている生存権を侵す明らかな憲法違反に当たることを主張している。

しかしながら、手帳の障害等級が障害年金の受給に影響を与えるとの事実はなく、審査請求人の主張は採用できない。

### 3 結論

以上により、本件処分に違法又は不当な点は認められないから、本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

熊本県行政不服審査会 第2部会

委員 大日方 信 春

委員 富 永 章 子

委員 山 口 智 幸